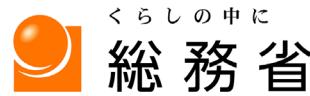


報道資料



MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

令和8年2月13日

長野県松本市「宿泊税」の新設

長野県松本市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設される松本市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	長野県松本市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	松本市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の使途	・観光サービス及び受入機能の強化・高度化 ・観光の高付加価値化と効果的な情報発信 ・市民生活との調和 ・危機対応力の強化 ・宿泊税課税、徴収経費
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊につき 150円（ただし、制度開始3年間は100円）
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約2.6億円
課税免除等	・幼稚園児、小学生から大学生までの教育活動又は研究活動としての宿泊（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む） ・宿泊料金が1人1泊6,000円未満の宿泊者
微税費用見込額	（平年度）約0.1億円
課税を行う期間	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直しを行うこととする規定あり

- ・令和7年 9月19日 松本市議会にて条例案可決
- ・令和7年 9月30日 総務大臣協議
- ・令和8年 2月13日 総務大臣同意
- ・令和8年 6月 1日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：上田理事官、佐久間係長、大原

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。